

平成20年7月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 長谷川涼子
平成20年(ネ)第2705号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成1
9年(フ)第23943号)
(口頭弁論終結日 平成20年7月1日)

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都 [REDACTED]

(送達場所 [REDACTED])

被 控 訴 人 平 尾 [REDACTED]

主 文

- 1 本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、822万4815円及びこれに対する平成20年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを10分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決の主文第2項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分のうち次項の請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、64万円及びこれに対する平成20年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が被控訴人に対し、被控訴人が代表取締役を務めていたアドバンクトレード株式会社（以下「訴外会社」という。）から上場の見込まれる株式会社の未公開株式を購入することにより利益を得ることができるなどと虚偽の事実を申し向けられて勧誘を受け、控訴人がこれに応じて同株式を不当に高額の代金で購入したことにより損害を被ったとして、訴外会社の従業員らとの共同不法行為責任（民法719条）又は平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）266条の3第1項の規定による責任に基づく損害賠償として、924万円（上記株式の購入代金840万円及び本件訴訟に係る弁護士費用84万円の合計額）並びにこれに対する訴状送達の日の翌日である平成19年10月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を求めた事案である。
- 2 原判決は、控訴人の請求について、株式購入代金840万円及び弁護士費用20万円の合計860万円につき平成20年3月31日までの間に原審における相被告らから弁済を受けた86万500円を同日までに発生した民法所定の年5分の割合による確定遅延損害金の全部及び上記の損害元本の一部に充当し、その額を控除した損害元本残額792万4815円並びにこれに対する同年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を命ずる限度で認容し、その余の請求を棄却したため、控訴人は、弁護士費用に係る敗訴部分を不服として控訴をした。
- 3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1から3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は、本判決主文第2項の限度で理由があり、これを超える部分は理由がないと判断するが、その理由は、次項において控訴理由

に対する説示を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」（ただし、原判決7頁16行目から18行目までを除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 控訴人は、控訴理由において、被控訴人において賠償すべき損害と認めるべき弁護士費用の額は、諸般の事情によって決せられるべきものであるが、他の損害の認定額の1割とすることが実務上確立しており、特段の事情のないにもかかわらず、これを20万円とした原判決の判断は不当である旨の主張をする。

(2) 不法行為の被害者が自己の権利擁護のために訴えの提起をすることを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものにかぎり、不法行為と相当因果関係に立つ損害であるというべきところ、この理は、株式会社の取締役の任務懈怠により損害を被った者が同取締役に対し旧商法266条の3第1項の規定による責任に基づく損害賠償を請求するために、弁護士に訴えの提起及び訴訟追行を委任した場合にも妥当するものと解される。

本件記録によれば、本件は、控訴人が控訴人代理人に訴えの提起及び訴訟追行を委任した上、当初、被控訴人、訴外会社の従業員等計10人を被告として訴えを提起し、訴外会社の従業員等については共同不法行為責任に基づき、被控訴人についてはこれらの者との共同不法行為責任又は旧商法266条の3第1項の規定による責任に基づき、控訴人に生じた損害の賠償を求めた事案であるが、被控訴人は、自分は名目的代表取締役であったにすぎず、同項の規定による賠償責任は生じないとして控訴人の主張を争い、4回の口頭弁論期日（延期されたものを除く。）及び1回の和解期日を経て原判決の言渡しに至ったものであるところ、弁論の全趣旨によれば、控訴人代理人は、事実関係を調査し、その結果に基づき、被控訴人の訴外会社における地位及

び役職、控訴人に損害を生じさせた行為への関与の在り方等に応じて請求を基礎づける法的構成を確定して訴状を作成した上、その証拠の収集及び調製をしたこと、被控訴人の上記の主張に対しては、控訴人の主張を裏付けるための従前の裁判例の検討、これに基づいた準備書面の作成及び陳述を行うなどしたことが認められる。

以上の本件の事案の内容、訴訟の経過並びに未公開株式の取引により被った損害額（原判決挙示の証拠及び弁論の全趣旨によれば、損害額は、控訴人の主張するとおり840万円であるが、86万5000円の弁済がされたことが認められ、被控訴人の賠償すべき額はこれを控除したものとなることは、原判決の説示するとおりである。）に加え、被控訴人自身が訴外会社の違法な営業の共謀に関与したことを認めるに足りる証拠はなく、被控訴人に共同不法行為の成立を認めることのできないことは原判決の説示するとおりである一方、被控訴人の自らは名目的代表取締役であるとの主張は、むしろ代表取締役としての任務を遂行しなかったことを自認するものと解されるところであり、証拠調べも書証の取調べのみが行われたことその他諸般の事情を勘案すると、本件においては、被控訴人の任務懈怠と相当因果関係の認められる弁護士費用は、これを50万円とするのが相当である。

3 以上の次第であるから、原判決主文第1項に係る控訴人の被控訴人に対する請求は、890万円（未公開株式の取引により被った損害額840万円及び弁護士費用50万円の合計額）に平成20年3月31日までの間に弁済を受けた86万5000円を同日までに発生した民法所定の年5分の割合による確定遅延損害金の全部及び損害元本の一部に充当し、その額を控除した損害元本残額822万4815円並びにこれに対する同年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の被控訴人に対する請求は、上記の限度で認容し、その余は棄却すべきであるところ、原判決は、これと一致する限度において相当であり、これと異なる限度において相当でないから、控訴人の控訴に基づき、原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 稲田龍樹

裁判官 浅香紀久雄

裁判官 内堀宏達